

軽費老人ホーム真華苑 利用料規程

(総則)

第1条 軽費老人ホーム真華苑（以下「苑」という。）の利用料納入方法等はこの規程の定めるところによるものとする。

(基本利用料)

第2条 一人一か月あたりの基本利用料は、軽費老人ホーム設置運営要綱に規定する設備運営基準（以下「運営基準」という。）において定める生活費と事務費、文書管理費および処遇改善費用額を合算した額とする。

(事務費の取扱い)

- 第3条
1. 基本利用料のうち事務費については、運営基準に定めるところにより利用者本人の所得に応じて減額され、事務費の実負担額は減額された残額とする。
 2. 事務費の減額を希望する者は、入苑時及び翌年度以降年に1回利用者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。
 3. 施設長は、申請の内容等を審査の上、運営基準に定めるところにより減額後の事務費徴収月額を認定するものとする。なお、申請に誤りがあった場合は、利用者への追加徴収を原則とする。
 4. 施設長は、申請及び挙証資料について、秘密の保持とその管理について十分留意することとする。

(暖房費)

第4条 11月から翌年3月までの間、暖房費を徴収することができるものとし、その1か月当たりの金額は、利用料表に定める額と同額とする。

(その他の負担)

第5条 基本利用料の他、次に掲げる費用は利用者の負担とする。

- (1) 居室の標準電力量を超える電気料金
- (2) 居室電話機の通話料
- (3) 文書管理費
- (4) 個人の所有物となるもの
- (5) 個人的に使用、利用するものに係る費用
- (6) 定例行事以外の行事参加費
- (7) 介護保険サービス利用料の自己負担分
- (8) 施設内や居室の設備、備品等を破損や汚した場合の原状回復に要する費用
- (9) その他利用者が必要と認めた費用（医療費等）
- (10) 処遇改善費用

(納付)

- 第 6 条
1. 利用料は入苑指定日より退苑通知日まで納付するものとする。
 2. 事務費の減額を希望するもので、収入等の関する挙証資料が不備の場合は、当分減額されない利用料を納付し、資料が整い次第精算するものとする。
 3. 関係機関からの通知の遅れ等により当該年度の基本利用料が判明されない場合は、当分前年度の 3 月分を概算で納付し、当該年度の利用料が判明され次第精算するものとする。

(日割り計算)

- 第 7 条
1. 月の中途における入退苑者の利用料のうち、事務費は月の初日に在籍する者が全額負担するものとする。
 2. 月の中途における入退苑者の利用料のうち、生活費は日割り計算とする。
 3. 苑が企画する各行事に参加しない者、及び外泊、外食等による生活費の清算はしないものとする。
 4. 入院期間中は、入退院日を除いた期間中の給食費に相当する額を減額する。

(納入方法)

- 第 8 条
- 利用料は、毎月 25 日に請求書を発行し、利用開始時を除いて毎月分を月初（金融機関第一営業日）に苑指定の銀行より振替方式で納入するものとする。
- なお、基本利用料及び、やむを得ず口座開設が間に合わない場合の納入は、苑指定口座への振込とし、現金の取扱いは原則行わないものとする。

(通知)

- 第 10 条
- 利用者には、基本利用料及び階層区分による利用者の負担額を入苑時及び翌年度以降年 1 回、別表でもって通知するものとする。

(その他の事項)

- 第 11 条
- この規定に定めるもののほか、利用料規程について必要な事項は施設長がその都度定める。

(付則)

- この規程は平成 20 年 1 月 1 日から適用する。
- この規程は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- この規程は令和 6 年 8 月 1 日から適用する。
- この規程は令和 6 年 10 月 1 日から適用する。
- この規程は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。